## 補論

# デジタル貿易

第四次産業革命等の技術の進歩や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済・社会のデジタル化の急速な進展により、データの越境移転に係る取扱いや、サイバーセキュリティの確保等、広範な論点を包含したデジタル貿易に係るルール形成の必要性が急速に高まっている。

WTO をはじめとし、G7、G20、OECD、APEC等、様々な国際的枠組みでデジタル貿易に係るルール形成の議論がされており、また、特にEPA/FTAにおいてデジタル貿易に関する規律を設ける動きが活発化している。

## 1. デジタル貿易の概念

経済活動の中で、様々な財・サービスのデジタル化は急速に進展しており、こうした経済活動の実態を把握することの重要性が増している。一方で、経済活動の中でテクノロジーが担う領域が広い上、状況変化が大きいことから、全体像を明らかにすることは難しい。こうした状況を踏まえて、デジタル化が進む国際的な財・サービス、さらにはデータをも含む取引の実態を捕捉するべく、デジタル貿易の枠組みに関する議論が国際的に進んでいる。2020年及び2023年には、OECD、WTO及びIMFにおいてデジタル貿易の定義や概念が整理され、報告書としてとりまとめられた。同報告書は、統計的に分析をし、デジタル貿易の統計的な定義を、「貿易であって、デジタルで注文され、

かつ/またはデジタルで配送される国際的な取引」としている1。「デジタルで注文され」る取引は、「商品やサービスの国際的な売買を、コンピュータネットワークを介して、注文を受けたり発注したりすることを目的として特別に設計された方法で行うこと」、「デジタルで配送される取引」は、「コンピュータネットワークを使用して、遠隔配信される国際取引」とそれぞれ定義されている2。なお、電子商取引は、WTO電子商取引作業計画において「電子的方法により、物品及びサービスの生産、配信、売買又は配送すること」と定義されている。国境を越えた取引だけではなく、外国事業者による国内取引も包含する概念と考えられている。

## 2. デジタル貿易に関する主要論点

WTO では、デジタル貿易について、新しい取引 形態であること、国境を越える取引を伴うことが 多いこと等を踏まえ、WTO 協定との関係も含めて 議論が進められている。具体的に議論・検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである<sup>3</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Handbook on Measuring Digital Trade, Second Edition (2023) <a href="https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ac99e6d3-en.pdf?expires=1705395316&id=id&accname=guest&checksum=AF1BAD6FA5BC3B3E73BD265C652EA484">https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/ac99e6d3-en.pdf?expires=1705395316&id=id&accname=guest&checksum=AF1BAD6FA5BC3B3E73BD265C652EA484</a>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Ibid

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> EPA/FTA における電子商取引章を含めたルール全般については第 III 部 7 章電子商取引の項参照。

#### (1) データの自由な越境移転

デジタル経済の進展により、国境を越えて移動するデータ量も急速に拡大している。また、データの越境移転を伴うビジネスの様態も多岐に渡っている。例えば、消費者とサービス提供者がデータのやり取りをするオンラインショッピングやオンライン配信等のビジネスや、個人のサービス利用情報等をアルゴリズムにより分析し広告等のビジネス目的で活用するオンライン・プラットフォーム等のビジネス、IoT (Internet of Things)化によりモノ同士のデータのやり取りを伴うネットワーク化された製造業等が挙げられる。

このように、データの越境移転とビジネスが切り離せない関係に発達した結果、データの自由な 越境移転を確保することが重要であるが、一方で、 個人情報の保護等の一定のデータ保護の政策が、 信頼のあるデジタル経済の発展には欠かせない要素である。

データの越境移転を巡る各国のアプローチは異なる。米国は、伝統的な立場として、商業的利益を重視して、自由なデータの越境移転を志向してきた一方、EU は個人情報保護を基本的権利と見なし、データの越境移転の前提として個人情報保護を重視する。これに対して、中国は国家安全保障を理由としてデータの越境移転規制を正当化する4。プライバシー保護、自国の産業保護、又は国家

プライバシー保護、自国の産業保護、又は国家安全保障の観点等の理由から個人情報や国家にとり重要なデータについて、越境移転規制や国内へのデータ保存を義務付ける規制が過剰なものとならず、デジタル経済の発展を促すものとなることが重要である。こうしたことから、2019年1月のダボス会議において安倍総理(当時)が「信頼性のある自由なデータ流通」(データフリーフローウィズトラスト: DFFT)の概念を提唱し、同年6月に開催されたG20大阪サミットにおいても DFFTが首脳宣言に盛り込まれる等、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の信頼や安心を確保することで、自由なデータ流通を促すような環境作りに向けた国際的な議論が行われている。データの自由な越境移転に関するルー

ル形成は、EPA/FTA で先行しているが、WTO 電子商取引交渉においても扱われている。

## (2) コンピュータ関連設備の設置 に関する要求

特定の国においてビジネスを行うための条件として、サーバー等のコンピュータ関連設備の国内設置要求が行われる場合がある(「データ・ローカライゼーション要求」と呼ばれる)。その目的としては当局によるデータへのアクセスの確保、安全保障や産業政策的観点等が考えられるが、国境を越えたビジネス活動を行う企業にとって、新たに当該国においてコンピュータ関連設備を設置することはデータ保護に関するセキュリティ上の脆弱性を招きうるとともに、ビジネスコストを引き上げ、投資抑制やグローバル展開の妨げとなりうる。

データ・ローカライゼーション要求については、EPA/FTA においてルールが策定されているほか、OECD による規制の強度に応じた分類<sup>5</sup> (コラム参照)、G7<sup>6</sup> 等、国際的な議論が進められている。WTO 電子商取引交渉においても扱われている。

## (3) ソース・コード及びアルゴリ ズムの保護

ソフトウェア産業の発展及び IoT 化の進展により、企業が保有するソフトウェア情報の保護が一層重要となっている。外国政府から、当該国市場参入の条件として、ソフトウェア情報をプログラミング言語で表したソース・コードや、プログラムの処理手順を表すアルゴリズムの開示を要求されることは、製品のセキュリティ強度の低下や技術流出の要因になり、製品販売を断念せざるを得なくなることにもつながる。このため、これらは財産的価値を有する情報(proprietary information)として保護すべきとの機運が高まってきた。

ソース・コード及びアルゴリズムの保護につい

<sup>4</sup> https://www.wto.org/english/res\_e/booksp\_e/adtera\_e.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> OECD "Mapping commonalities in regulatory approaches to cross-border data transfers" (2021) p.11

<sup>(</sup>https://www.oecd.org/official documents/public display document pdf/?cote=TAD/TC/WP (2020) 15/FINAL & docLanguage=En)

<sup>6</sup> https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/983273/Annex\_2\_Roadmap\_for\_cooperation\_on\_Data\_Free\_Flow\_with\_Trust.pdf

ては、EPA/FTAにおいて先行的にルール形成が行われてきたところ、WTO電子商取引交渉においても扱われている。日本は、日米デジタル貿易協定や日英EPAにおいてソース・コード及びアルゴリズムを保護しており、企業の競争力の源泉であるソフトウェア情報を十全に保護すべきという立場を取っている。一方、例えば、EUにおいては、今後更なる発達が予想されるAI技術の潜在的リスクを回避するためにアルゴリズムの透明性が必要であるという論調でもあり、アルゴリズムを保護の対象に明記していない<sup>89</sup>。

## (4) デジタル・プロダクトの WTO 協定上の取扱い

デジタル貿易は、財、サービスの流通構造に大きな変革をもたらしてきたが、デジタル貿易の概念やこの商形態を WTO 協定上どう取り扱うかについての決着はついていない。

いわゆるデジタル・プロダクトの分類問題は長年議論されてきた。デジタル・プロダクトを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類により、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

例えば、 EU は、デジタル・プロダクトの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律する GATS が適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合とデジタル貿易による場合とで差を設けるべきではない(技術中立性を保つべき)と主張している。

日本の立場は、デジタル・プロダクトが CD-ROM 等の媒体に記録されて越境取引される場合に GATT の規律対象になるケースにおいては、同様のデジタル・プロダクトが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、 GATT に適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用されること

が不可欠であるというものである。米国も同様に、 デジタル・プロダクトに適用される規律は、 GATT か GATS かという狭い議論ではなく、デジタル貿 易の発展という目的に適うことが重要であり、現 在与えられている市場アクセスの程度を後退させ るような決定を行うべきではないと主張している 10。このような観点からは、 EU の「デジタル貿易 に GATS の規律のみを適用すべき」という主張に 対しては、 GATS の 155 分類のサービス分類中、 特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付し た最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民 待遇に関する留保を、デジタル貿易に適用するこ とを狙うものではないかとの懸念がある。デジタ ル・プロダクトの概念についてはなお整理が必要 であるが、デジタル貿易の推進のためには、内国 民待遇、最恵国待遇等の WTO の基本原則の適用が 最大限確保されるべきである。

## (5) 電子送信に対する関税賦課問 題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量(通信ログ等により算出)に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、デジタル貿易の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、第 2 回閣僚会議 (1998 年 5 月) において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議 (1999 年) まで電子送信 (electronic

https://www.vzbv.de/sites/default/files/downloads/2021/01/21/21-01-26\_study\_ai\_and\_trade.pdf

 $<sup>^8</sup>$  電子商取引有志国会合における EU 提案(第 2.6 条) $https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/may/tradoc_157880.pdf$ 

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup>なお、日本の EPA 等の規律においても、例外として一定の条件の下で、規制機関・司法当局によるソース・コード及びアルゴリズムの提供等を要求する政策介入余地を確保している。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> この考え方は、CPTPP 協定や日米デジタル貿易協定の「デジタル・プロダクトの無差別待遇」条で具体化されている。

transmission )に対する関税を賦課しないという 現在の慣行を継続する(関税不賦課のモラトリア ム)」旨記載された(なお、物品の配送が物理的 に行われる場合には、通常の取引同様関税賦課の 対象となる)。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いにつ いては、第3回閣僚会議(1999年12月)が決 裂した結果、合意がない状態が続いていたが、第 4 回閣僚会議(2001年11月)において、第5 回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしなが ら、その後、第 5 回閣僚会議 (2003 年 9 月) が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長 されていなかったが、2004 年 7 月末の一般理事 会合意により 2005 年末の第 6 回閣僚会議までモ ラトリアムは延長されることで合意された。その 後、途上国を中心に、デジタル貿易による恩恵を 十分に受けていないとして、モラトリアム延長に 慎重な意見が出されることがあったが、第6回閣 僚会議(2005年12月)、第7回閣僚会議 (2009年12月)、第8回閣僚会議(2011年 12 月)、第 9 回閣僚会議 (2013 年 12月)、第 10 回閣僚会議 (2015年12月) においても、次 回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定され た。第 11 回閣僚会議 (2017 年 12 月) では、 「2019 年開催予定の第 12 回閣僚会議まで」モ ラトリアムを継続することが決定されたが、第12 回閣僚会議の開催が延期されたことを受け、2018 年7月に開催された一般理事会において、モラト リアムの期限を「 2019 年末」とすることが決定 された。2019 年 12 月に開催された一般理事会で は、モラトリアムの延長に慎重な立場のインド、 南アフリカ及びスリランカの意向を踏まえ、モラ トリアムのスコープ、定義及びその影響を含む構 造的な議論を電子商取引作業計画の下で 2020 年 前半に実施することを前提に、モラトリアムを第 12 回閣僚会議まで延長することが決定された。第 12 回閣僚会議は、当初 2021 年に開催予定だった が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による 延期を経て、2022 年 6 月に開催された。同会議 では、第 13 回閣僚会議までのモラトリアムの延 長(ただし、第 13 回閣僚会議の開催日が 2024 年 3 月 31 日よりも後になる場合には閣僚又は一 般理事会が延長の決定を行わない限り同日限りで 失効) が合意された。また、電子商取引作業計画 の下で、開発側面を含めて作業を再活性化し、モ ラトリアムに関する議論を加速させ、一般理事会 において、スコープや定義等を含めて定期的なレ ビューを実施することになった。第 13 回閣僚会 議(2024年2月~3月)においては、モラト リアムについて、第 14 回閣僚会議又は 2026 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで延長すること、 モラトリアム及び電子商取引作業計画はその日に 終了することが合意された。また、電子商取引作 業計画の下、モラトリアムのスコープや定義につ いて更に議論すること、途上国がデジタル経済の 発展において抱える貿易課題へ取り組むこと、中 小企業等が直面するデジタル・デバイドに対処す ること等で一致した。第 13 回閣僚会議において 日本からは、モラトリアムを延長する閣僚決定案 を支持し、自由な電子的送信の確保が、デジタル 貿易の安定性及び予見可能性の提供を通じ、中小 零細企業を含むビジネスの生産性やイノベーショ ンに貢献し、先進国のみならず途上国も目指すデ ジタル社会の実現につながる点、世界の産業界も、 モラトリアムの延長を強く求めている点、モラト リアムの延長が実現できなければ、今回の閣僚会 議は成功とは言えない点を主張しました。

一方で、インドネシアは 2022 年 12 月、ソフトウェアや電子的データ、マルチメディアなどのデジタル製品の輸入者に税関申告を求める方法を検討している旨 WTO 一般理事会へ報告するとともに、2023 年 1 月に「使用目的の輸入物品の引き取りに関する財務大臣規定 190/PMK. 04/2022 号」を施行し、ソフトウェアなどのデジタル製品に対する輸入関税の課税根拠を示した。さらに、続く関税総局長規則 PER 02/BC/2023 により、関税率は 0 %としつつも、HSコード 9901 項を利用して輸入申告するなどの具体的な手順を規定するなど、電子的送信に係る関税法令の整備の動きを具体化している国もある。

## 3. WTO における検討の経緯

WTO では電子商取引の名の下にデジタル貿易に係るルール形成を目指している。WTO における検

討の経緯をまとめると以下のとおりである。

## (1) 第 2 回閣僚会議における作業計画の決定(1998年5月)

第 2 回閣僚会議において、「グローバルな電子 商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言 では、関税不賦課モラトリアムとともに、電子商 取引に関するすべての貿易関連の問題について検 討するための作業計画の策定が決定された。

## (2) 作業計画の策定と下部機関に おける検討(1998年10月 ~1999年7月)

閣僚宣言を踏まえて 1998 年 10 月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会の 4 下部機関における検討が 1999 年 7 月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

## (3)電子商取引作業計画の中断と 再開 (1999 年 12 月~2000 年 12 月)

第3回閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、第3回閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡るWTO上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引がWTO上の規律に与える様々な影響(モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響)を幅広く理解するために、電子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001 年 6 月に電子商取引特別会合 (dedicated discussion on e-commerce)を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

## (4) 第 4 回閣僚会議 (2001 年 11 月)

第 4 回閣僚会議では、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み (institutional arrangements)を作ることを検討すること、そして第 5 回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

### (5) 第 4 回閣僚会議以降の動き

第4回閣僚会議以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合(2002年5月)以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。日本からも開発に関してIT協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002年4月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則(自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等)について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

## (6) 第 6 回閣僚会議 (2005 年 12 月)

第6回閣僚会議では、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

## (7) 第7回閣僚会議 (2009年12月)

第7回閣僚会議では、電子商取引作業計画に関して、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的なWTOの原則や電子的に

送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

## (8) 第 8 回閣僚会議 (2011 年 12 月)

第8回閣僚会議では、インターネットのアクセス性の向上の観点から、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについても調査すること、一般理事会が作業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議における何らかの勧告について検討するための定期的レビューを行うこと(2012年7月及び12月並びに2013年7月の会議において)等が合意された。

## (9) 第 9 回閣僚会議 (2013 年 12 月)

第 9 回閣僚会議では、積極的な作業の継続、WTO の基本原則(非差別性、予見可能性及び透明性を含む)の遵守、開発途上国(とりわけ後発開発途上国)や電子商取引への接続が少ない国に対して特別な配慮をしつつ、電子商取引の適用を進展させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについての調査の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施すること等が合意された。

## (10)第10回閣僚会議(2015年 12月)

第 10 回閣僚会議では、電子商取引作業計画の継続と、次回閣僚会議までに、一般理事会が作業計画の進 捗状況の定期的レビューを実施することも合意された。

第 10 回閣僚会議以降、電子商取引分野は各国の関心を集め、2016 年 7 月の電子商取引特別会合に向け、様々な提案が各国から WTO に提出された。日本からも、WTO における電子商取引の具体的ルール形成に積極的に参画すべく、情報の電子的手段による国境を越える移転の確保、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止を議論すべき論点として盛り込ん

だ提案をおこなった。しかし、同年 10 月に開催 された電子商取引特別会合では、一部加盟国から、 電子商取引特別会合で議論をおこなうという手続 面へ懸念が表明されたことで内容面には議論が及 ばず、以後、電子商取引の議論は停滞した。

## (11) 第 11 回閣僚会議 ( 2017 年 12 月)

上記の状況に鑑み、第 11 回閣僚会議では、WTO における電子商取引の議論を進展させるため、多くの国から、4 下部機関(サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会)の個別分野に閉じない分野横断的な新たな議論の場の立ち上げもしくは電子商取引特別会合の制度化の提案が行われた。しかし、途上国の一部が強く反対し、最終的には分野横断的な議論の実施については合意できず、第 10 回閣僚会議に続き、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施するとの合意に留まった。

こうした動きの中で、第 11 回閣僚会議の際に 日本は豪州、シンガポールとともに、電子商取引 の議論を積極的に進めるべきとの立場をとる有志 国を集め、電子商取引閣僚会合を主催した。同会 合終了後、71 の加盟国と WTO における電子商取 引の議論を進めるという目標を共有すること、電 子商取引を円滑化するため、オープンで透明性が あり無差別的で予測可能な規制環境を作り上げて いくために WTO が担う重要な役割を認識すること 等が盛り込まれた共同声明を発出した。この取組 は「共同声明イニシアティブ ( Joint Statement Initiative, JSI )」と呼ばれ、WTO において「有 志国が議論を主導する」という今後の議論の進め 方の方向性を示すこととなった。

## (12) WTO 電子商取引有志国会合の 取組

上記共同声明をうけ、2018 年 3 月から、将来のWTO 電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。2019 年 1 月、スイス (ダボス) において、日本は、豪州、シンガポールとともに、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTO におけるルール作りの意義等について

意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90%を代表する 76 の加盟国(当時<sup>11</sup>)で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。

加えて、2019 年 6 月の G20 大阪サミットの機会に開催された「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、27 か国の首脳の参加の下、WTO 電子商取引有志国会合に参加する 78 の加盟国(当時)とともに、今後、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。当宣言において、WTO電子商取引有志国会合での交渉については、第 12 回閣僚会議までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。

2020 年 1 月、スイス (ダボス) で開催された 電子商取引に関する非公式閣僚級会合では、第12 回閣僚会議までに、テキストのストリームライン 化を更に進め、「統合交渉テキスト」を作成する ことで一致した。新型コロナウイルス感染症の影 響により、2020 年 2 月の対面会合を最後に、交 渉はオンライン方式及びハイブリッド方式(対面 会合とオンライン会合の組み合わせ) によって継 続され、同年 12 月、「統合交渉テキスト」が取り まとめられた。これに合わせて公表された共同議 長国による進捗報告12には、複数の論点について 良好な進捗が得られたことから、2021年にはより 難しい課題であるデータ移転関連の規律について 取り組み、第 12 回閣僚会議までに実質的な進捗 を達成すべく、更に議論を加速していくことが記 載された。

2021 年 12 月の開催が予定されていた第 12 回 閣僚会議は延期されたが、同月、共同議長国閣僚 声明<sup>13</sup>が発出され、オンラインの消費者保護や政 府の公開されたデータ等の 8 つの条文<sup>14</sup>で意見の 収れんを達成したこと等、これまでの交渉の進捗 を確認するとともに、2022 年末までに残る論点の 多くについても収れんを目指すことが示された。

その後、2022 年 6 月に共同議長国閣僚声明が 発出され、時宜を得た交渉妥結へのコミットメン トを再確認し、同年末までに「統合交渉テキスト」 を改定することが示された。

さらに、2023 年 1 月、スイス (ダボス) において、日本は、豪州、シンガポールとともに、電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催し、共同議長国閣僚声明を発出した。この中では、2022年 12 月に実施された「統合交渉テキスト」改定等の成果を確認した上で、残された論点についても今後の議論を加速させ、2023年末までの実質的な交渉妥結を目指すとした。

2023 年 12 月、共同議長は、13 条文(電子認 証及び電子署名、電子契約、貿易に係る文書の電 子化、政府の公開されたデータ、オンラインの消 費者保護、要求されていない商業上の電子メッセ ージ、透明性、電子的な取引の枠組み、サイバー セキュリティ、開かれたインターネットアクセス、 電子インボイス、シングルウィンドウ、個人情報 の保護) のデジタル貿易ルールに関する交渉の実 質的妥結を宣言するとともに、2024年適時の交渉 妥結を目指す旨の声明を発表した。同声明におい ては、関税不賦課条の野心的なコミットメントに 向けたコンセンサス形成を奨励する一方で、デー タの越境移転やデータ・ローカライゼーション、 ソース・コードの議論には更に多くの時間を要す るとした。なお、2023 年 10 月に、米国は、デー タ及びソース・コードに関する取り組み及びこれ らの分野が貿易ルールに与える影響に関する議論 において十分な政策的余地を残すため、国内政策 の検討を予断し、或いは妨げになり得る提案への 支持を撤回したと発表した。

日本としては、データの越境移転、データ・ローカライゼーション要求の禁止、電子送信に対する関税不賦課モラトリアムの恒久化、ソース・コード及びアルゴリズムの保護、 ICT 製品に使用される暗号の保護の規律<sup>15</sup>は「高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である」という立場

<sup>11 2024</sup> 年 3 月時点で 90 加盟国が参加。

<sup>12</sup> 経済産業省プレスリリース(2020 年 12 月 15 日)https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201215001/20201215001.html

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 経済産業省プレスリリース(2021 年 12 月 14 日) https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211214001/20211214001.html

<sup>1414</sup> ①オンラインの消費者保護、②電子署名及び電子認証、③要求されていない商業上の電子メッセージ、④政府の公開されたデータ、⑤電子契約、⑥透明性、⑦ペーパーレス貿易、⑧開かれたインターネット・アクセス

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 2021 年 1 月、世界各国の 78 産業団体が発出した共同声明では、WTO 電子商取引有志国会合における合意は、不必要又は差別的なデータ・ローカライゼーション要求及びデータ移転制限を規律すべきであり、法的枠組み間での相互運用性の原則に導かれたものであるべきとされている。https://www.bsa.org/files/policy-filings/01262021multiltrxborderdata.pdf

であり、 DFFT の考え方の下で、引き続きこれら 規律のグローバル化を目指していく方針である。

なお、交渉で取り上げられている電子商取引の 規律は複数の既存 WTO 協定に関係するものである が、どのような法的枠組みを採用するかについて は決まっておらず、交渉参加国間で議論が行われ ている。

### 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直し

#### 1. OECDでの議論

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題( Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)」は、 OECD/G20 が 2015 年に公表した BEPS (Base Erosion & Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書において、行動 1 に関して、将来に向けて議論を継続することとされていた事項である。これまで、

「 BEPS 包摂的枠組み」 ( IF : Inclusive Framework on BEPS) において議論が行われてきており、2021 年 10 月に、「2つの柱」からなる解決策について国際合意が実現した。

## ①「第1の柱」(市場国への新たな課税権の配分)の概要

通常利益とみなされる一定割合(10%)を超える利益を超過利益とみなし、その超過利益の一部(25%)に対する課税権を、支店等の物理的拠点の有無に関わらず売上高に応じて市場国に配分する仕組みである。なお、対象企業グループは全世界売上高200億ユーロ超かつ利益率10%超(金融、採掘及び防衛に関する事業又は事業が概ね国内で完結している企業等は除外)とされている。2023年10月に多数国間条約案が公表され、2025年の発効に向けた早期署名が目標とされている。

#### ②「第 2 の柱」(グローバル・ミニマム課税) の概要

グローバル・ミニマム課税 ( GloBE ( Global Anti-Base Erosion ) ルール) はグループ単位での年間総収入金額が 7.5 億ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、当該グループが稼得する一定の所得について、一定の適用除外部分を除いて、最低税率 15 %以上の課税を確保する仕組み。所得合算ルール ( IIR: Income Inclusion Rule ) 、軽課税所得ルール ( UTPR: Undertaxed Profits Rule ) 、国内ミニマム課税 ( QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax ) の 3 つのルール

から構成され、我が国では国際合意に沿って、いずれも導入する方向で検討されている。 IIR については、令和 5 年度税制改正において導入し、2024 年 4 月以降に開始する会計年度より適用される。また、 UTPR 及び QDMTT については、今後の国際的な議論を踏まえ、法制化を検討することとされている。

EU 域内諸国をはじめ諸外国でも国内法制化及び 制度開始の動きが見られる。

(参考:グローバル・ミニマム課税の概要)

所得合算ルール (IIR):軽課税国に所在する 子会社等の税負担が最低税率 (15%)に至るま で親会社等の所在する国・地域で課税する。

軽課税所得ルール ( UTPR ) : 軽課税国に所在 する親会社等の税負担が最低税率 ( 15 %) に至 るまで子会社等が所在する国・地域で課税する。

国内ミニマム課税 (QDMTT): 自国に所在する 会社等の税負担が最低税率 (15%)に至るまで、 当該会社等が所在する国・地域で課税する。

#### 2. 今後の課題

令和 6 年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)においては、「第 1 の柱」については「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」と記載され、また「第 2 の柱」については「国内ミニマム課税( QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax )を含め、 OECD において来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和 7 年度税制改正以降の法制化を検討する。」と記載されている。

## ガバメントアクセスに関する国際的な動き

近年、民間事業者が保有する個人情報に対する政府によるアクセス(ガバメントアクセス)への懸念が高まっている。例えば、中国では、国家情報法(2017年6月施行)、サイバーセキュリティ法(2017年6月施行)及びデータセキュリティ法(2021年9月施行)において、民間事業者等に対し政府の情報収集活動に協力する義務が課されているが、条文上、これらに基づくガバメントアクセスは、その範囲が不合理に広くなる可能性も否定できない。

法執行目的等の公共の利益を達成するために必要なガバメントアクセスは許容されるべき一方で、企業価値の源泉たるデータに政府が広くアクセスすることが許容され、適切なセーフガードが確保されない場合、企業が競争力を確保・維持する上で大きな懸念が生じ、企業の事業基盤が大きく害される恐れがあるばかりでなく、データの越境移転の障壁にもなりうる。

これに対処するため、日本は、 2019 年 11 月、世界各国の個人情報保護政策の基礎・原則となっている OECD プライバシーガイドラインの見直しプロセスにおいて、「無制限なガバメントアクセス」について議論することを提案し、同プロセスにおいて議論を続けてきた。

そうした議論の中で、2020 年 12 月には、0ECD デジタル経済政策委員会 (CDEP) が、民間部門が保有する個人データへの信頼できるガバメントアクセスに関する共通原則がない場合、データの移転が不当に制限され、経済に悪影響を及ぼす可能性があるとの懸念を提起し、民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関するハイレベルな原則の策定を目指す旨の声明を公表した。

2022 年 12 月、スペインで開催された CDEP 閣僚会合において、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」 (Declaration on Government Access to Personal Data held by Private Sector Entities) が採択されるに至った。本宣言は、法的根拠、正当な目的、承認、データの取り扱い、透明性、監督及び救済の7項目について、ガバメントアクセ

2023 年、日本議長年のG7広島首脳コミュニケにおいて、上記宣言を歓迎するとともに<sup>16</sup>、G7大阪貿易大臣声明において個人データだけではなく、「非個人データへの正当化できないアクセスが、越境データ流通の信頼性を損ない、実質的な障壁となる」旨の認識が共有された<sup>17</sup>。

スに関する共通原則を盛り込んだ。

<sup>16</sup> G7 広島首脳コミュニケ パラグラフ 39 参照

https://www.g7hiroshima.go.jp/documents/pdf/Leaders\_Communique\_01\_jp.pdf?v20231006

<sup>17</sup> G7 大阪 貿易大臣声明 「デジタル貿易」参照

https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231029001/20231029001-b.pdf

### EUにおけるデータの越境移転規制について

EU では、一般データ保護規則(以下「 GDPR 」) ( 2018 年 5 月適用開始)、データガバナンス法 (以下「 DGA 」)(2023 年 9 月 適用開始)にお いて、概要以下のとおり、データの越境移転規制 が規定されている。

まず、GDPR は、EU 域外へ個人データを移転 する場合、以下のいずれかを含む一定の条件を満 たす必要があると規定している。また、本規則に は行政罰規定があり、違反行為に対しては、高額 の制裁金が課されるリスクもある。

- a) 十分性認定がある場合(欧州委員会が、データ移転先の国等が十分なレベルの個人データ保護を保障していることを決定した場合)
- b) 拘束的企業準則が承認されている場合(同一 企業グループ内での個人データの移転に関す る規定を策定し、データ移転元の管轄監督機 関が承認)
- c)標準データ保護条項が締結されている場合 (データ移転元とデータ移転先との間で、欧 州委員会によって採択されたひな形条項によ る契約の締結)
- d)データ主体が提案されたデータ移転に明示的 に同意した場合

次に、DGA は、公共セクターが知的財産権により保護されたデータ等について、移転先国における知的財産や営業秘密の保護がEU法における保護と本質的に同等であること等を欧州委員会が認める場合や、データ二次利用者がデータの移転後も一定の義務を遵守し、かつ、当該義務の遵守に関するいかなる紛争についてもその公共セクターの属する加盟国の裁判管轄に服することを承諾している場合等に限り、越境移転が可能であると規定している。

また、データ法(2024年1月施行、2025年9月適用開始予定)は、非個人データの越境移転規制を含む。同法案27条によれば、非個人データの越境移転がEU法又はEU加盟国の国内法に抵触する場合、データ処理サービス提供者は、当該越境移転を防止するために、合理的、技術的、法的、組織的なあらゆる措置を講じなければならないと規定している。

### 電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムに関するOECDレポート

1998 年に WTO 加盟国が初めて電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアム(以下、「モラトリアム」という。)に合意して以来、日本は、デジタル貿易の発展に寄与するものとしてモラトリアムの恒久化を目指している。一方、インド、南アフリカ、インドネシアをはじめとしてモラトリアムに対する懸念を表明しその終了を提唱する国々も存在する。これら反対国の主な懸念として、モラトリアムの影響について定量的な分析が実施されていない点、モラトリアムのスコープ及び定義が合意されていない点及びモラトリアムが途上国の潜在的な関税収入を減少させうる点が挙げられる。これらの懸念に対して一定の解を与える調査及び分析が OECD で実施され、 2023 年10 月にその結果が公表された18。

当該調査では、電子的送信に対する関税不賦課 を規定する既存の地域協定の分析及びモラトリア ムがもたらす潜在的な経済的影響を独自に試算し ている。その概要は以下の通りである。

#### 1. モラトリアムのスコープ及び定義

モラトリアムのスコープ及び定義については WTO やその他の国際的な枠組みで議論されているが、主な論点は、①モラトリアムが関税だけではなく内国課税を対象とするか、②「電子的送信」はモノ/サービスいずれと解するべきか、③モラトリアムが送信手段(キャリア媒体)そのものだけでなく送信されるコンテンツにも適用されるかという点であり、同報告書では以下の通り分析している。①については、既存の地域協定の分析から、その多くが内国課税を関税不賦課条のスコープから除外しており、即ち内国課税を課すことは妨げられないことが分かる。②に関しては、映画やビデオゲーム等のデジタル形式でも物理的な媒体(DVD等)でも配給され得る商品について、モ

ノとして扱うかサービスとして扱うかが、適用されるルール等との関係でしばしば問題になる。この点、統一的な見解は存在せず、近年の地域協定では、モノかサービスかを明記しない例が増えている。③について、地域協定において、近年、関税不賦課条の対象としてコンテンツも対象とすることを明記する傾向になっている。なお、関税不賦課条が電子的送信のキャリア媒体のみに適用されることを明記した協定は存在しない。

#### 2. モラトリアムによる潜在的な関税収入逸失

モラトリアムによる潜在的な関税収入の逸失が しばしば懸念される。既存の研究の多くは以下の 点を考慮していないために、潜在的な関税収入逸 失の額を過大に評価していると同報告書は指摘し ている。

第一に、関税不賦課条を規定する地域協定等既存の慣行<sup>19</sup>を考慮し、潜在的な関税収入逸失の算出においては、地域協定において関税不賦課等の対象になっていない関税収入を対象とすべき。これらを考慮すると、課税可能な製品は、デジタル化可能な製品の輸入量全体の 67 %<sup>20</sup> である。

第二に、デジタル化可能製品のデジタル化の様相は各国で大きく異なること、全てのデジタル化可能な製品がデジタル化されるわけではないということ、また、電子的送信の仮想価値を推定することは困難である点を考慮すべき。これらを考慮した 0ECD 独自の算出方法を提唱し、その結果、潜在的な関税収入逸失の額は小さくなると分析。具体的には、潜在的な関税収入は 13 億米ドルであり、これは平均して、関税収入総額の約0.68%に相当する。

第三に、無差別な内国課税、具体的には付加価値税 ( VAT ) や物品サービス税 ( GST ) (以下、「 VAT/GST 」という。) を賦課することに得

 $<sup>^{18}</sup>$  OECD (2023), "Understanding the potential scope, definition and impact of the WTO e-commerce Moratorium", OECD Trade Policy Paper, <a href="https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/59ceace9-">https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/59ceace9-</a>

<sup>&</sup>lt;u>en.pdf?expires=1703745944&id=id&accname=guest&checksum=D667CA2AF29EE5533273EF04BE14419F</u>

19 例えば、既存の地域協定において、各国は関税を賦課しないことを約束している。さらに、ITA(The Information Technology Agreement) 及びその後の ITA 拡大では、いくつかのデジタル記憶装置及びビデオゲームに対する無課税を規定している。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 国によって(地域協定等への加入状況等)、関税賦課可能な製品の割合に差が生じることは考慮すべき。例えば先進国では関税不賦 課条を含む協定に加入している傾向が高いため、課税可能な製品の割合が落ちる一方、地域協定への加入割合が低い途上国について は、課税可能な製品の割合は高くなる。

られる税収入により、潜在的な関税収入逸失が相殺されるという点を考慮すべき。分析の結果、データが入手可能な106カ国のうち77カ国で、モラトリアムによる関税収入の逸失を上回る収入が見込まれることが分かった。

#### 3. モラトリアム終焉がもたらしうる影響

モラトリアムの終焉がもたらしうる影響を以下 の通り提示している。

- ・貿易政策に不確実性をもたらし貿易量を減少させる。例として、たとえば、約束関税率と適用関税率の差で測定される貿易政策の不確実性が、関税水準で1%ポイント増すと、貿易量は0.1%減少するという研究を紹介。
- ・低所得国の貿易へ最も大きく影響する。現在デジタル化可能な製品に対して課されている関税をデジタルサービスに適用した場合、低所得国のデジタルサービスの輸出が 2.5 % 減少する。これは、低所得国の輸出先の 84 % が関税不賦課を定める協定等に加入しない中所得国であることが大きく起因している。さらに、低所得国のデジタルサービス輸入への影響は大きく、 32 % 減少すると分析。これは、低所得国がデジタル化可能な製品に対して高い関税を課す傾向があることに起因する。
- ・国内産業の競争性を低下させる。いかなる国で あっても、海外のデジタルサービスの利用によ り、国内およびグローバル市場における競争力が 上昇する。
- ・低収入国や中小企業、女性経営の企業(以下、「中小企業等」という。)の競争力に悪影響を与え、引いてはグローバル市場の包摂性を阻害し得る。デジタル貿易は、財政的・人的リソースに乏しい中小企業等が新たなビジネス機会を獲得するために欠かせない。デジタル貿易を最大限活用するためには、デジタルツールが必須であり、これに対するコストの増大は中小企業等に負の影響を与える。

#### 国際会議におけるデジタル貿易に関する議論

#### ① OECD

電子商取引 に関する最初の国際的な閣僚会議 として、1998 年 10 月に「OECD 電子商取引閣 僚級会議」を開催した。同閣僚級会議にて採択 された「OECD 電子商取引行動計画」では、以下 の 4 原則が提示されている。

- ・ユーザー・消費者との信頼構築
- ・デジタル市場の基本ルール確定
- ・電子商取引のための情報インフラ化
- ・電子商取引の利益の最大化

当該閣僚会議は、具体的な成果として、電子 商取引の普及と継続的利用における信頼と消費 者の保護を重要視した 3 つの閣僚宣言;「世界的 ネットワークにおけるプライバシー保護に関す る宣言」「電子商取引における消費者保護に関す る閣僚宣言」、「電子商取引に係る電子認証に関 する閣僚宣言」を採択した。

2008 年には、インターネット・エコノミーの 将来に関する閣僚会合が開催され、「インターネットの発展を形作る社会的、経済的、技術的なトレンドを考慮し、有用なプラットフォームからすべての経済、社会活動にとって必要不可欠なインフラへと変革する可能性に注視する」という声明が発出された。

OECD において、インターネットをはじめとする ICT の進展により生じた課題に対応するため、 (前身の情報コンピュータ通信政策委員会から) デジタル経済政策委員会 (Committee on Digital Economy Policy (CDEP)) に改組され、これまで 以下のような文書を採択している。

- ・ブロードバンドの発展に関する理事会勧告 (2004 年 (2021 年改訂))
- ・インターネット政策策定原則に関する理事会 勧告 (2011年)
- ・デジタル環境における青少年に関する理事会 勧告(旧称:オンライン上の青少年保護に関す る理事会勧告)(2012年(2021年改訂))
- ・プライバシー・ガイドライン (2013年改定)
- ・セキュリティ・ガイドライン (2015年改定)

- ・デジタル経済に関する閣僚宣言:イノベーション、成長、社会的繁栄(カンクン閣僚宣言) (2016年)
- 医療データガバナンスに関する理事会勧告 (2016年)
- ·AI に関する理事会勧告 (2019年)
- ・重要活動のデジタルセキュリティに関する理 事会勧告(2019年)、
- ・データのアクセス及び共有に係る一般原則に 関する理事会勧告 (2021年)
- ・デジタルセキュリティに関する勧告(2022年)
- ・信頼性のあるガバメントアクセスに関する閣僚宣言 (2022年)
- ・信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来に関する閣僚宣言(2022年)

カンクン閣僚宣言では、デジタル化が社会全体にもたらす便益と課題を明らかにし、デジタル化の推進に向けた政策提言を行うこと等を目的とする、「Going Digital プロジェクト」が開始された。

2019 年 5 月に開催された 0ECD 閣僚会合において採択された「AI に関する理事会勧告」では、「AI の関係者が共有すべき五つの価値観に関する原則」として、①包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福の増進、②人間中心の価値及び公平性、③透明性及び説明可能性、④頑健性、セキュリティ及び安全性、⑤アカウンタビリティが挙げられ、国際協力の推進を含む「加盟国政府等が取り組むべき五つの政策」としては、①AI の研究開発への投資、②AI のためのデジタル・エコシステムの整備、③AI を推進するための政策環境の形成、④人材育成及び労働市場の変化への備え、⑤信頼できる AI のための国際協力が挙げられている。

2024 年には、「AI に関する理事会勧告」の採択から5年を迎えることから、理事会勧告の実践状況に係るレポートを踏まえた改訂が見込まれている。

2024年 1 月 1 日付けで、CDEP はデジタル政 策委員会 ( Digital Policy Committee ( DPC )) に名称を変更した。

#### (2) UNCITRAL

1966 年に創設された UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会)においては、電子商取引、電子署名及び電子的移転可能記録に関するモデル法が採択されている。

#### (a) 電子商取引に関するモデル法

1996 年に採択され、翌年 1 月に国連総会決議として採択された。意思伝達や情報蓄積の手段として、書面に替わって電子的手段を利用することに対する法のモデルを各国に提供することを目的とする。

「情報は、それがデータメッセージの形体であることのみを理由として法的効力、有効性又は執行力を否定されてはならない」(5条)、「契約の成立に関しては、当事者が別段の合意をしないかぎり、申込及び申込の承諾はデータメッセージによって表示することができる」(11条)などを内容とする。1998年に改正された。

#### (b) 電子署名に関するモデル法

「電子商取引に関するモデル法」における電子署名に関する規定(7条)をベースに、その後の技術発展を反映させた電子署名に関するモデル法として、2001年に採択された。

電子署名と手書き署名との同等性の認定に関して技術的信頼性に関する基準が設定されると共に、電子署名に使用される個別の技術製品のいずれに対しても立法上の優位性を与えないという技術中立性の保証が明示された。

#### (c) 電子的移転可能記録に関するモデル法

手形、小切手、船荷証券、倉荷証券等の移転可能証券の電子化に関するモデル法であり、2017年に採択された。

移転可能証券と機能的に同等とされる電子的記録の 要件として、移転可能証券において含めることが要求 される情報を含むことのほか、①当該電子的記録を電 子的移転可能記録として特定すること(「単一性」)、② 当該電子的記録が、効力又は有効性を失うまでの間、 当該電子的記録を「支配」に服することができるものとすること、③当該電子的記録の「完全性」を維持することについて、信頼性のある手段がとられることを規定している(10条)。

#### 3 APEC

電子商取引の持つ大きな潜在力と重要性に対す る認識は、「21 世紀へのビジョン」(1997年)及び 「電子商取引に関する活動青写真」(1998年)とし て首脳官言において共有されてきており、1999年に は、APEC 高級実務者特別タスクフォースとして電 子商取引運営グループ (ECSG: Electronic Commerce Steering Group ) が設置された。ECSG は、2007 年に貿易投資委員会 (CTI) 傘下の作業部会に移行 した後、2019年、発展的に解消、デジタル経済運営 グループ ( DESG: Digital Economy Steering Group ) に改組され、従来の電子商取引に加え、 APEC インターネット及びデジタル経済ロードマップ ( AIDER: APEC Internet and Digital Economy Roadmap ) に定められた 11 の重点分野についてそ の進捗をモニターすることになり、2020年から 2025 年までの AIDER の実施に向けたワークプログ ラムを承認し、これに基づく活動を実施中である。

#### (a) データプライバシー

APEC 加盟エコノミー間での情報流通が不必要に妨げられることを防ぐため加盟エコノミーで一貫した情報プライバシー保護の取組を推進することを目的として、2005 年 11 月の APEC 首脳会議において「APEC プライバシーフレームワーク」が承認された。この中では、1980 年の OECD プライバシーガイドラインを踏襲しつつ、新たな要素として「被害の防止」を盛り込んだ原則が掲げられた。更に、事業者等が定める外国に移転する個人情報の取扱いに関する自社ルールや体制について、APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証するシステムである「APEC 越境プライバシー・ルール(CBPR: Cross-Border Privacy Rules)システム」の策定が進められた。

2007 年に APEC 閣僚会議ならびに首脳会議で採択された「APEC データプライバシーパスファインダー」に基づき 2008 年から開始された「パスファインダープロジェクト」を通じて、事業者向け自己査定ガ

イドラインの策定や、越境プライバシー執行のための協力取決め(CPEA: Cross-border Privacy Enforcement Arrangement )の採択が行われた。

2011年11月、閣僚会議において APEC CBPR システムの主要文書が承認された。また、2014年1月には APEC と欧州の情報流通の相互運用性を促進するため、「欧州拘束的企業準則 (BCR) と APEC 越境プライバシールールシステムのためのコモンレファレンシャル」がとりまとめられた。さらに、 APEC プライバシーフレームワークはアップデートが図られ、2016年11月の閣僚会議によって「 APEC プライバシーフレームワーク 2015」が承認された。

APEC CBPR システムには、2024年 2 月現在、米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、豪州、フィリピンが参加。 2024 年 2 月現在、 DESG による承認を経て米国、日本 ( JIPDEC 、 2016 年 1 月~)、シンガポール、韓国及びチャイニーズ・タイペイの認証機関、アカウンタビリティ・エージェント ( AA ) が事業を開始しており、米国で 49 社、日本で 4 社、シンガポールで 9 社、韓国で 10 社の計 72 社の事業者がAPEC CBPR 認証を取得している。

2022 年 4 月 21 日に、効果的なデータプライバシーの保護、各国におけるデータ保護関連の規律の相互運用性の促進を目指し、APEC CBPRシステム参加エコノミーのうちの 7 つの国及び地域が新しいフォーラムであるグローバルCBPRフォーラムの設立を宣言。 その後、メキシコ及び豪州も同宣言に了承し、APEC CBPRに参加する全ての国及び地域がグローバル CBPR フォーラムに参加することとなった。その後、2023 年 4 月には、フォーラムの組織体制を定める運営規約等が公表され、同年 6 月には英国が準会員として参加し、2023 年 10 月にはプライバシー執行のためのグローバル協力取決め ( CAPE: Cooperation Arrangement for Privacy Enforcement ) が公表された。

現在は、グローバル CBPR フォーラムのもとで運営されることとなる新たな企業認証の仕組み (グローバル CBPR システム) の稼働に向けて、日本、米国及びシンガポールを中心としたフォーラム参加国・地域で定例的に協議を行っているほか、関連文書の策定等の検討を行っている。

(b) 貿易に係る文書の電子化(ペーパーレス貿易)

2004 年 9 月、ECSG の下部部会であるペーパーレス貿易サブグループ (現在は消滅) が「国境を越えたペーパーレス貿易環境に向けての戦略と行動」を策定し、同年 11 月の第 16 回 APEC 閣僚会議にて承認された。この文書では 2020 年に APEC 域内での貿易関連情報を電子的に送信できる環境を確立させることを目標に掲げる一方、全体像や統合計画が欠如していることも表明しており、他の関係部会(税関手続に関する作業部会( SCCP )、農業技術協力作業部会( ATC WG ))との共同作業の下、以下を含む作業計画の実施を求めている。

(作業計画の主な内容)

- ・電子衛生証明書、植物衛生証明書( e-SPS ) の実現
- ・税関申告項目の調和
- ・貿易関連文書の電子的な交換に伴う問題を議論するためのワークショップや途上エコノミーに対する技術支援

2021 年 11 月には、税関手続や法律の枠組の 更新及び改善を行い貿易実務者と税関当局との 電子的関与を支援する目的で「ペーパーレス貿 易に関するガイドライン」を策定した。本文書 は今後もニュージーランドによって作業状況を 反映して定期的に更新される予定である。

なお、近年の APEC では、サプライチェーンの連結性向上、手続コスト(費用、時間)低減の具体的手段の1つとして文書の電子化を検討する傾向が強い。2019年の議長エコノミーを務めたチリは、自らが掲げた優先課題のうちの「統合 4.0 」の成果として、中国、ペルーと共同して「単一窓口及び相互運用を通じたサプライチェーン統合 4.0 アクションプラン」をまとめた。2021年から、シンガポール、ペルー、韓国、チリの有志エコノミーが輸出入データをシステム上で共有するシングルウインドウの相互運用パイロットプロジェクトを実施中である。

#### (c) WTO における議論の後押し

WTO においては有志国で本議論が継続して行われている一方、APEC 加盟エコノミーの一部は本交渉への参加を表明していない状況。そのため我が国では、2019年 APEC 開催エコノミーのチリと共同して、電商関係

法制度に関する能力構築を実施するためのプロジェクトを提案し、CTI において承認された。2020 年1月より、まずはポリシーサイトユニット

(PSU)による電子商取引に関する各加盟エコノミーの国内法の有無、内容について調査を実施し、同年12月に調査結果が公表された。調査は、電子商取引の進展に伴って生じる課題に関して分野ごとに検討がなされ、各々の分野において、法や規制環境の整備が遅れているとともに、各国でのばらつきがあることが課題であると指摘された。それに伴い、加盟エコノミー間で能力構築事業が継続的に実施されている。また、2023年11月には、APEC貿易投資委員会及びデジタル専門委員会において、WTO電子商作業部会を支持する声明が発出された。同声明文では、交渉の加速とその成果が、バランスのとれた包摂性ある有意義なものとなることが支持された<sup>21</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>APEC Reiterates Support for WTO Work on E-Commerce (2023)

 $<sup>(</sup>https://www.apec.org/docs/default-source/groups/cti/cti-desg-statement-in-support-of-wto-e-comm-jsi.pdf?sfvrsn=efd69677\_0)$ 



## データ・ローカライゼーション要求をめぐる各国の規制

近年、各種 EPA/FTA 、様々な国際的枠組み で、グローバルな経済発展を促進するため、デー タの自由な越境移転のルールや原則が確立されて きている。他方で、安全保障や産業政策的観点等 の理由からデータを国内に留めることを求める規 制 (データ・ローカライゼーション要求) の導入 が各国で増加している。こういった国際的な動向 を把握するため、 2019 年 G20 大阪サミットの 機会に立ち上げられたデータ流通や電子商取引に 関する国際的なルール作りを進めていくプロセス である「大阪トラック」の一環として、データ・ ローカライゼーション要求に関する調査が OECD において実施され、2022年に調査結果が公表さ れた。 さらに、同要求の企業への影響や経済的 影響を分析する調査を実施し、 2023 年に調査結 果を公表した。 2023 年 G7 貿易大臣声明では、 データ・ローカライゼーション要求を採用する国 が世界的に増加傾向にある中、 OECD によるデー タ・ローカライゼーション要求に関する作業を歓 迎するとともに、この問題について議論を継続す る重要性が強調された。 本コラムでは、当該デ ータ・ローカライゼーション要求に関する OECD の調査結果を概観する。

#### 1. データ・ローカライゼーション要求の分類

どのような規制がデータ・ローカライゼーション 要求に分類されるのかという点については、統一 の見解は存在しない。 EPA/FTA においては、「コ ンピュータ関連設備の設置 (Location of Computing Facilities)」というタイトルの条項 にデータ・ローカライゼーション要求の禁止が規 定される傾向がみられる。また、各国がデー タ・ローカライゼーション要求を採用する目的も 多様である。具体的には、①個人情報やプライバ シーの保護、②監査等、特定の規制目的、特定の 情報へのアクセスの円滑化、③安全保障上機微な 情報の保護又は当該情報へのアクセスといった国 家安全保障、④デジタル産業の活性化、等の理由 が挙げられる。各国が如何なる目的で国境を越 えるデータ流通を制限するかについて把握することは、データの自由な流通に対する、透明性を欠き、恣意的に運用される正当化できない制限的な規制を特定する上で重要である。

多様なデータ・ローカライゼーション要求の全体像を把握するために、OECDは、3 つのカテゴリーを設定した(図1を参照)。

#### 図 1 データ・ローカライゼーション要求の分類



Source: OECD

第 1 のカテゴリーには、データの国内保存を義務付ける一方、他国でのデータ保存やデータ処理を禁止しない規制が当てはまる。当該カテゴリーに当てはまる例としては、スウェーデンの会計法(Accounting Act 1999)が挙げられる。同法は、会計情報を 7 年間スウェーデン国内に保存及び保管する義務を課す。また、英国の会社法(Companies Act 2006)は、会計情報が登録事務所に保管されていること、常に会社役員が閲覧できる状態を保持することを義務付ける。

第 2 のカテゴリーは、データの国内保管及び処理を義務付ける一方、国家間のデータアクセスや越境データ移転を明確な基準の下で許可する規制が当てはまる。当該カテゴリーに該当する例は少ないが、例えば、豪州の個人管理電子カルテ法

(Personally Controlled Electronic Health Records Act 2012 ) は、カルテ情報を国内に保存することを求める一方、外国に所在するカルテ情報の主体や特定のヘルスケア事業者が当該カルテ情報へのアクセスが必要な場合には、外国への当該情報の移転を許容する規定を設けている。また、カナダの個人保健情報とアクセス法(The

Personal Health Information and Access Act in New Brunswick, Canada, 2009 )は、個人保健情報の保存先をカナダ国内に限定する一方、情報主体の同意や、同法に基づき開示する場合等に限って当該情報を国外に移転することを許容する規定を設ける。

第3のカテゴリーは、データの国内保存及び処理 の義務に加えて、データの移転を禁止、あるい は、曖昧不明確な政府の承認を得たうえでのデー タ移転を認める規制が該当する。当該カテゴリー に該当する規制は、あらゆる広範囲の分野のデー タが対象になり得る。また、その規制は適用の範 囲の観点で、透明性を欠き、不明確な傾向にあ る。 例えば、電子システムおよび電子取引の実 施に関するインドネシアの規則71は、すべてのデ ータをインドネシアで管理、処理、保管すること を前提としている。データの保存技術が国内で利 用できない場合は当該規則の例外になるが、その 基準は政府当局によって決定される。また、中国 のサイバーセキュリティ法は、重要データを国内 に保管するよう義務付けるが、定義が不明確かつ 基準が曖昧であるため、企業にとって必要以上に 制限的な規制となり得る。

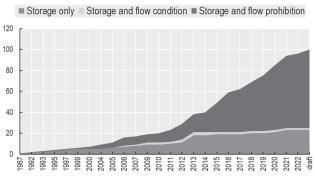
上述の3つのカテゴリー以外に、企業に対し、データの保存ではなくデータのアクセスを確保することを求める形態(カテゴリー0)も現れ始めている。当該カテゴリーに該当する規制は、主に非個人情報等の機微性の低いデータを対象とする傾向がある。例えば、ニュージーランドの物品及びサービス税法(Goods and Services Tax Act 1985)は、会計情報等の税関連情報を7年間保管することを義務付けるが、その保管場所は指定せず、アクセスに関する一定の基準を満たすことを条件として定めている。

#### 2. データ・ローカライゼーション要求の傾向

データ・ローカライゼーション要求を採用する国は増加傾向にあり 2023 年前半時点で、40 か国で 96 の例が確認されている。また、単に件数が増加しているだけではなく、より制限的な規制が採用されており、2023 年前半までに、確認された規制の 3 分の 2 以上が、カテゴリー 3 の規

制を採用している(詳細は図2を参照)。

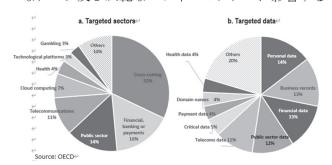
図 2 データ・ローカライゼーション要求を採用する国は増加傾向にあり、制限的な規制が増えている



Source: OECD

業界別に傾向を分析すると、データ・ローカライゼーション要求のうち32%は、分野横断的に適用され、全業界に影響があることが見て取れる。また、データの種類別の分析では、個人データ(14%)、業務記録(13%)、金融データ(13%)、公共部門データ(12%)、通信データ(11%)の5つがデータ・ローカライゼーション要求の影響を受けるデータの上位を占めていることが明らかになった(詳細は図3を参照。)

図 3 データ・ローカライゼーション要求は多様なデータ及び広範なビジネスセクターに影響する



さらに、国別の分析では、 OECD 加盟国と非 OECD 加盟国との間の明確な違いが明らかになった。例えば、分野横断的かつ、機微性の低いデータに適用されるデータ・ローカライゼーション要求について、 OECD 加盟国が越境移転規制をせずにデータの国内保存を義務付ける 一方、非 OECD 加盟国は、主にカテゴリー 3 を採用している。

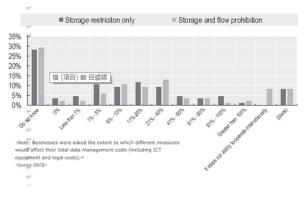
#### 3. ビジネス活動への影響

#### ① アンケート結果

OECD と WTO が 2022 年 3 月から同年 6 月の期間、カテゴリー 1 とカテゴリー 3 に該当するデータ・ローカライゼーション要求がビジネス活動に与える影響について、企業に対しアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果、カテゴリー 1 に該当する 規制については、平均すると、約 16 %のデータ 管理コストの増加につながると認識されている。 また、カテゴリー 3 に該当する場合、その影響は さらに高くなり、データ管理コストが約 55 %増 加すると回答した。 8 パーセントの企業が、カテ ゴリー 3 の規制に場合、海外での事業活動を停止 することになると回答している点は注目に値する (詳細は図 4 を参照)。更に、データ・ローカラ イゼーション要求が、プライバシー保護、データ の安全性確保等、他の正当な公共政策目的を達成 するためにどの程度貢献したかという問いに対し ては、70%の参加企業から、貢献するとは考えな い或いは不明という回答があった。

図 4 データ・ローカライゼーション要求がデータ管理コストに与える影響についての認識



② 業界別調査及び産業界へのインタビュー結果 企業のビジネス活動への影響を把握するため、 OECDは、2023 年 2 月から 4 月にかけて、3 つ の業界に属する企業へのインタビュー調査を実施 した。インタビューの結果概要は以下の通りであった。

#### ◆電子決済事業者

当該業界は、非 OECD 加盟国においてカテゴリー 3 の規制が取られる傾向にある。具体的には、す べての決済データをインド国内に保存することを システム事業者に義務付けるインドの規制 や決済 データの写しを、当局がアクセスできるように国 内のサーバーに保存することを求める中国の規制 が例として挙げられる。企業からは、データ・ロ ーカライゼーション要求による事業運営コストの 増大は、電子決済システムの効率を悪化させ、ま た、サービスの安全性が低下することによりサイ バー攻撃のリスクを高めるという懸念が示された。 これらは、オンライン上での事業拡大を目指す中 小企業等の競争力を阻害しうる点も指摘された。 さらに、データ・ローカライゼーション要求は、 AI の最先端技術を用いたデータ分析による不正の 検知や防止の妨げとなる点が指摘された。実際、 国際金融協会( International Institute of Finance, IIF) の 2023 年の調査 では、データ・ ローカライゼーション要求によりデータの共有が 妨げられることで、不正対策の効果が 50 %損な われることが明らかにされている。

#### ◆クラウドコンピューティング事業者

当該分野に対するデータ・ローカライゼーション 要求の多くは、公共部門のデータに関するもので あり、OECD 加盟国及び非 OECD 加盟国ともにカ テゴリー 3 の規制を採用する傾向がある。例えば、 インドでは、クラウドサービス事業者に対して公 共部門のデータをインド国内で保管及び処理する ように義務付けるガイドラインを導入している。 また、サウジアラビアでは、金融機関に対して、 国内に所在するクラウドサービスのみを使用する よう義務付けるサイバーセキュリティ枠組が存在 する。また、米国は、国防関連データについて厳 格なデータ・ローカライゼーション要求を採用し、 政府のデータを保管するクラウド・サービス・プ ロバイダーは米国内で保管することを義務付ける。 さらに、トルコは、クラウド上の公共部門のデータはトルコ国内に保管することを義務付ける規制を導入した。クラウド事業者からは、サーバーの設置場所における規模の経済の便益が損なわれ、事業運営コストの増大につながり得る点、また、サイバー攻撃に関する「脅威データ」の流通が阻害され、サイバーセキュリティリスクの増大につながり得る点について懸念の声があがった。

#### ◆航空旅行会社

乗客に関するデータについては、シカゴ条約に基づく確立された慣行が存在し、各国が独自の措置を執ることは、こうした慣行の便益を棄損し得る。さらに、航空会社が保有する乗客に関するデータは、変更予約及び旅客および航空会社の活動によりリアルタイムで常に更新されており、その情報源が単一であること、そのデータが国境を越えて共有可能であることが不可欠である。これらの点を踏まえ、乗客に関するデータの流通を阻害しうるデータ・ローカライゼーション要求は、如何なる形態のものも当該業界にとってマイナスの効果

をもたらしうる点が明らかにされた。

#### 4. OECDからの政策提言

上述の調査結果を踏まえ、貿易制限的でなく、正 当な公共政策目的に基づく措置が確保されるよう、 以下の点について OECD から提案がされた。

- ・ 規制環境の変化を継続的に注視し、透明性向 上に幅広く関与すること。
- ・ データ・ローカライゼーション要求について、原則としてより制限的でない規制を採用するよう議論を促進すること。
- ・ 規制当局、政策立案者及び企業を含めた関係 機関との対話により、これらの問題について 協力関係を継続すること。
- ・ WTO 電子商取引交渉等における議論の機会を 通じ、データ・ローカライゼーション要求に 対処するためのルールの実現に向けた努力を 継続すること。